

高等学校で使用するタブレットの購入費を助成します！

対 象 者	○高等学校からタブレットの支給や貸与を受けず、家庭でタブレットを用意する保護者 ○町内に住所があり、令和7年度に高等学校へ入学した生徒の保護者 ○交付対象者と同一世帯の者が過年度分の町税を滞納していない者 ○生活保護を受給していない者
助成対象 交付額	○交付上限額 30,000円／生徒1人（100円未満切り捨て） ○タブレット本体代金に対する助成です。 ○生徒1人あたり1回限りの助成です。 ○他市町や他の制度から助成金が交付されている場合は、その額を除いた残額を助成金の額とします。
申請方法	●紙で申請する場合● 下記の書類を揃えて、教育委員会へ提出してください。 ①タブレットを購入したことを証明する書類 学校からの案内文書や、領収書、購入内訳がわかる納品書等をご用意ください。 ②在学証明書または学生証の写し ③振込先金融機関の預金通帳の写し ④他の制度から補助金等が支給されている場合は、金額がわかるもの ⑤申請書兼請求書（教育委員会で記入してください） ●ウェブで申請する場合● ウェブで申請後、下記の書類を教育委員会へ提出してください。 ①タブレットを購入したことを証明する書類 学校からの案内文書や、領収書、購入内訳がわかる納品書等をご用意ください。 ②在学証明書または学生証の写し ③他の制度から補助金等が支給されている場合は、金額がわかるもの 申請先URL：https://www.harp.lg.jp/lxi3GcW2 (申請フォーム) 右のQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスして申請してください。 
お問い合わせ	教育委員会学務係 電話：0125-68-2166 / FAX：0125-68-2976

特別児童扶養手当制度についてのお知らせ

精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を養育する父母等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

障がいの程度により1級・2級に区分され、原則として毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※受給資格者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当の支給が停止されます。

【支給月額】～月額が変更になりました～

	令和6年度（月額）	令和7年度（月額）
1 級	55,350円	56,800円
2 級	35,860円	37,830円

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112

動脈硬化度を測定してみませんか？

動脈硬化とは、血管が老化して硬くなったり、血管の中に血栓（塊）ができて血液の流れが悪くなった状態を言います。動脈硬化が進むと、脳梗塞や心筋梗塞などに繋がる可能性があり、早期に発見することが大切です。

保健センターでは、血管の硬さや詰まり具合を測定し、動脈硬化の進み具合を調べることができます。また、測定された血管の硬さから「推定血管年齢」を知ることができ、実際の年齢と比較することもできます。どなたでも測定可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

○測定方法：ベッドに横になり、カフを両腕・両足に装着して血圧を測定します。

○測定時間：15分程度（結果の説明に時間がかかる場合があります）

○測定場所：保健センター

△注意点

・いつでも測定可能ですが、機械は1つしかないため、必ずご予約のうえ来所をお願いいたします。

・測定に影響する可能性があるため、来所時は手足を締め付ける服装（タイツなど）をなるべく避けるようお願いいたします。



ご予約・お問い合わせ 福祉課保健指導係（保健センター） 電話：0125-69-2100

固定資産税の縦覧・閲覧

【土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

固定資産税の納税者が自己の土地・家屋の評価額と他の評価額を比較し、評価額が適正であることを確認していただくために「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を行います（縦覧帳簿には所有者・住所の記載はありません）。

期 間	令和7年4月1日から令和7年6月30日まで（土・日・祝日を除く）
受付時間	8時30分から17時15分まで
場 所	住民課税務係（役場1階）
縦覧できる方	固定資産税の土地・家屋の納税者
内 容	（土地価格等縦覧帳簿）所在、地番、地目、地積、評価額 （家屋価格等縦覧帳簿）所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、評価額

【固定資産税課税台帳の閲覧】

納税義務者や借地、借家人の権利部分の固定資産について「固定資産税課税台帳」の閲覧を行います。

期 間	令和7年4月1日から通年（土・日・祝日を除く）
受付時間	8時30分から17時15分まで
場 所	住民課税務係（役場1階）
閲覧できる方 対象固定資産	固定資産税の納税義務者→当該納税義務に係る固定資産 借地人→当該権利の土地 借家人→当該権利の家屋とその敷地の土地
内 容	所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、評価額、課税標準等

～ 縦覧・閲覧される方へ ～

※身分を証明できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、納税通知書など）をお持ちください。

※借地人・借家人の方は土地や家屋の賃貸借契約書などをお持ちください。

※代理人の方は委任状が必要になります。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：0125-68-2112